

「電子契約サービスの試行運用に関する事業者説明会」 Q & A 一覧（令和5(2023)年9月6日時点）

No.	質 問	回答者	回 答
1	電子契約の開始時期はいつからか	柏崎市	令和5(2023)年10月1日以降に入札を行う案件から対象といたします。 (試行運用のため、契約検査課で取り扱う「建設工事」「建設コンサルタント」の契約案件が対象となります。)
2	工期等に変更が発生した場合の契約は、書面となるのか電子となるのか	柏崎市	変更契約の場合でも、契約の方法については、事業者様のご希望に合わせて対応させていただきます。 当初の契約時と同様に、変更契約書等関連書類に「電子契約利用同意書」を追加添付して電子メールでお送りいたしますので、電子契約を希望される場合は「電子契約利用同意書」のご提出をお願いいたします。
3	着手時の提出書類に差替えが発生した場合、先に提出した書類は履歴に残るか	柏崎市	当市では、契約書のみ電子契約サービスへアップロードいたします。着手届や工程表、資格証の写し等については、履歴としては残りませんが、提出の際には誤り等の無いようお願いいたします。
4	手続きを行うメールアドレスは社内のグループメールアドレスでも問題ないか (グループメールのため、契約権限者以外にもメールが届く)	柏崎市	「電子契約利用同意書」に確認者名を記載いただいておりますので、契約事務を適切に執行できる体制であれば特に問題はございません。 グループメールアドレスを利用するが、承認行為は特定の者のみ行えるようにしたいという場合は、別途ご相談ください。